

「小さな拠点づくり」生活機能維持・確保推進事業実施要綱

制 定：令和2年3月17日付けしま暮第559号

一部改正：令和3年3月31日付け中離振第278号

一部改正：令和4年3月30日付け中離振第315号

(目的)

第1条 県は、中山間地域において今後も安心して住み続けることができるよう公民館エリア（以下「地区」という。）を基本単位として、住民同士の話し合いを通じた地域運営の仕組みづくり（以下「小さな拠点づくり」という。）を推進し、日常生活を維持する上で欠かすことができない生活機能・サービスの維持・確保に取り組む市町村に対して支援を行うため、「小さな拠点づくり」生活機能維持・確保推進事業（以下「推進事業」という。）を実施する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域 島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年島根県条例第24号）第2条に規定する中山間地域をいう。
- (2) 生活機能の確保 買い物(商店、移動販売)、金融(店舗、固定ATM、移動ATM)、燃油入手(ガソリン、軽油、灯油、混合油)、医療・介護・福祉(病院、診療所、訪問診療・看護、介護)、防災(組織づくり、避難場所の確保)、冬期や病後などの一時的な居住、生活支援(除草、除雪など)、住宅などの紹介提供(空き屋バンクなど)、生活交通など、日常生活を維持する上で欠かすことができないサービスが利用できる環境を、承継、再開、新設、誘致、導入や地域外のサービスへのアクセス方法の整備などにより確保することをいう。
- (3) 各種団体等 地域コミュニティ組織、特定非営利活動法人、社会福祉法人、農業協同組合、漁業協同組合、株式会社等の団体及び2以上の個人又は法人で構成される法人格のない共同体、協議会、グループ等の任意団体をいう。

(事業の内容等)

第3条 推進事業においては、次に定める支援を行うものとし、それぞれ支援の対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）を行う市町村に対して補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）、この要綱及び別に定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 人材配置支援

ア 実践活動サポーター配置支援事業 市町村が、地区単位での生活機能の確保に向けた「小さな拠点づくり」を推進するために、新たな実践活動の実施、既存の実践活動の充実又は継続を図る際に、実践活動をコーディネートする人材を配置する事業に対する支援

イ 複数エリアコーディネーター配置支援事業 市町村が、複数地区で連携して行う生活機能の確保に向けた「小さな拠点づくり」を推進するために、新たな実践活動の実施、

既存の実践活動の充実又は継続を図る際に、実践活動をコーディネートする人材を配置する事業に対する支援

(2) 実践活動支援

実践活動支援事業 市町村が各種団体等と連携して実施する生活機能の確保に向けた「小さな拠点づくり」を推進するために、新たな実践活動の実施、既存の実践活動の充実又は継続を図る事業に対する支援

(3) 拠点整備支援

拠点整備支援事業 市町村が生活機能の確保に向けた「小さな拠点づくり」を推進するために、新たな実践活動の実施、既存の実践活動の充実又は継続を図る際の拠点となる施設等を改修する事業に対する支援

2 支援対象事業の要件、補助金による支援対象とする経費その他の支援に係る細目については、別表1のとおりとするほか、別に定める。

3 支援対象事業で取り組む内容（拠点整備支援事業にあつては、改修した拠点を活用して取り組む内容）は、原則として該当する地区の地区計画（地区住民の話し合いにより策定された「小さな拠点づくり」の取組に向けたもので、地域課題やその解決手法となる活動内容等について記載されたもの）に位置付けられていなければならないものとする。

4 支援対象事業は、国、県その他の団体から補助金等の交付を受けない事業とし、また、生活機能の確保に向けた「小さな拠点づくり」の推進に効果があると認められるものでなければならないものとする。

（事業計画書の提出）

第4条 前条に規定する支援を受けようとする市町村は、別に定めるところにより、支援対象事業に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）を知事に提出するものとする。

（事前相談）

第5条 事業計画書の提出にあつては、事前に別表2に定める担当部署へ相談の上、提出すること。

（事業の認定）

第6条 知事は、第4条の規定により事業計画書の提出のあつた支援対象事業について、審査の上、認定の可否を決定し、その結果を当該市町村へ通知するものとする。

（事業の変更等）

第7条 前条の規定により認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、認定を受けた支援対象事業（以下「認定支援対象事業」という。）について第3条第1項第1号ア及びイ、同項第2号並びに同項第3号に定める事業の種別ごとに次のいずれかに該当する場合には、別に定めるところにより、変更認定申請書を提出し、知事による変更の認定（以下「変更認定」という。）を受けようとする。

(1) 認定支援対象事業に要する経費又は経費の区分の配分の変更をするとき。ただし、事業

費の2割未満の減の場合を除く。

- (2) 認定支援対象事業の目的の達成に影響を与える変更をするとき。
- (3) 認定支援対象事業を中止し、又は廃止するとき。
- (4) その他認定支援対象事業について重要な変更をするとき。

2 前項の変更認定の手続については、前条の規定を準用する。

(実績報告等)

第8条 認定市町村は、認定支援対象事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は第6条の規定による認定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、別に定めるところにより実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 認定市町村は、第3条第1項第2号に定める実践活動支援事業及び同項第3号に定める拠点整備支援事業について、次のとおり報告しなければならない。

- (1) 知事が指示したときは、別に定めるところにより、支援対象事業の実施状況を報告しなければならない。
- (2) 拠点整備支援事業にあつては、第6条の規定による認定を受けた日の属する年度の翌年度から5年間、各年度の末日までに、認定支援対象事業によって整備された施設等を活用して「小さな拠点づくり」を推進するために実施した生活機能の確保の取組について、別に定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(支援の期間)

第9条 認定支援対象事業の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間とする。ただし、支援対象事業ごとの支援期間は、次に定める期間を限度とする。

- (1)人材配置支援 3年
- (2)実践活動支援 2年
- (3)拠点整備支援 1年

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。